

各 事 業 主 殿

林材業労災防止協会長野県支部長

### 林内作業車安全教育の開催について

林業の機械化は、作業道の整備、効率化を推進する上からも、近年その重要性は益々高まっており、特に民有林を中心として林内作業車の林業現場への導入が急速に進み、今後更に林内作業車の増加が予想されるところであります。

林内作業車とは、「林業の現場における集材を目的として製造された機械」です。

このため厚生労働省では平成3年に林内作業車に係る安全管理要綱を定めると共に、林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育実施要領を定め、林内作業車による労働災害防止のため、同要綱の周知徹底を図るよう当協会に要請してきたところであります。

当支部としては、上記要請に応え、増加傾向にある高性能林業機械、林内作業車による集材作業に対応し、この労働災害を防止するため、下記の実施要領によって林内作業車安全教育を開催することといたしましたので、この機会に林内作業車を使用する集材作業に従事される方々に是非この安全教育を受講して頂き、集材作業の安全を確保されますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

### 林内作業車安全教育実施要領

#### 1 目 的

林内作業車を使用する集材作業の安全を確保するため、当該作業に従事する者に対し必要な知識を付与する。

#### 2 対象者

林内作業車を使用する集材作業に従事する者

#### 3 実施日時・場所

実施月日	時 間	場 所
10月11日（火）	午前9時 ～午後5時	塩尻市片丘5739 長野県林業総合センター * 本講習会のお問い合わせは林災協長野県支部へ（電話 026-227-0327）

受付は8時45分からです。

4 教育の内容

科 目	範 囲	時間
林内作業車の構造等に関する知識	(1) 林内作業車本体の構造及び機能の概要 (2) 各種アタッチメントの構造及びその機能の概要	1.0
林内作業車を使用する集材作業に関する知識	(1) 作業計画 (2) 林内作業車による作業の一般的注意事項 (3) 林内作業車の通行等 (4) 林内作業車を使用する集材作業	3.0
林内作業車の点検及び整備に関する知識	林内作業車の点検及び整備	1.0
関係法令	労働安全衛生関係法令中の関係条項	1.0
計		6.0

使用テキスト 「林内作業車による集材作業安全実務必携」